野洲市資料提供

提供年月日	平成31月4月25日
担当部課	市民部市民生活相談課
担当者	生水（しょうず）
連絡先電話番号	077-587-6063（直通）

高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会報告書について（概要）

１．趣旨

身寄りがない、頼れる家族がいない高齢者等については、賃貸住宅の入居に伴う保証人がいないこと、孤立死の問題等があることなどから住まいの確保ができない等の生活上の課題がある。また、身寄りのない高齢者の身元保証等を行なう事業者が預託金を流用した事件が発生するなど消費者トラブルも発生している現状がある。国も、身元保証サービスや死亡後の支援については法的な制度がなく注意喚起のみである。そこで、こうした保証人問題、孤立死、預託金の安全性の問題に対応するため、課題の検証及び死亡後の支援も含めた包括的な見守り等支援サービスの仕組みについて検討することを目的に、高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会（以下「検討会」という。）を設置し全５回にわたり検討した。

２．概要

（1）包括的な見守り等支援サービスの仕組みについて（社会的孤立対策）

孤立死等の課題解決のためには、入居中の見守りや相談及び死亡後の事務手続（火葬・死亡届等）を含めた包括的な相談・見守り支援の整備が必要である。また死亡後において、様々な支払いや相続、遺言執行など含めた法律事務が必要な場合もある。法律事務を含めた包括的な相談・見守り支援については、市や社会福祉協議会だけで担えるものではないところから、地域において見守り等の活動を行なう事業者・団体や法律事務を担える団体等と連携し整備する必要がある。

そこで、市内において不動産事業者、見守り活動等を行なう事業者及び団体等に理解を求め連携を積極的に広げていく。併せて、市の無料法律相談会等の事業委託など長年の関係がある滋賀県司法書士会が母体となって設立した一般社団法人滋賀県財産管理承継センターが検討している「生活安心・見守り対応サポート（案）」については、預託金の取扱いについて、倒産リスクや不正引き出し防止に対応するため金銭管理信託を活用し預託金の安全性が担保されることも踏まえ、積極的な連携を図れるよう検討する。また同種のサービスを提供する団体等とも連携推進を図る。

（2）市営住宅における保証人制度の廃止について（住宅困窮者対策）

市営住宅は、公営住宅として住宅困窮者に対し、住居を提供する役割があるにもかかわらず、高齢者等が、保証人の確保困難を理由に入居が出来ない状況は、本来の役割を果たしていない。

そこで、公営住宅を住宅施策から生活保障をベースにした福祉施策に転換するため、保証人制度は廃止する方針で意見がまとまった。このことによる対応として滞納者及び滞納の恐れのある者の家賃滞納等の生活上の課題については、滞納を生活困窮のＳＯＳとして捉え、住宅課だけでなく、市が取り組む生活困窮者支援事業をベースに市役所関係各課も関わるなど、市の総合力と地域のネットワークで課題解決に向けて積極的な取り組みを行なう。

３．今後のスケジュール

（１）一般社団法人滋賀県財産管理承継センターとの協議開始

⇒　平成３１年５月予定（担当課：市民部市民生活相談課）

（２）市営住宅の保証人制度の廃止に向けて検討

⇒　令和２年２月議会で条例改正予定

４月施行予定（担当課：都市建設部住宅課）

高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会

報告書

平成 31 年4月２日

１．はじめに

〇日本においては、50 代男性の５人に１人、80 歳以上の女性の４人に１人が単身世帯であるなど、中年層や高齢者の単身世帯化は加速している。野洲市においても、高齢単身世帯は 1,218 人で、高齢者のいる世帯に対する比率は 15.9%と、平成７年国勢調査の 6.9%に比べ、2.3 倍と大幅に増加している（平成 27 年国勢調査より）。これは、大家族から核家族化、そして単身世帯へと進み、血縁、社縁、地域縁が希薄化・崩壊する中、自分が死んだ後のことを心配しなければならない時代へと変化している。

〇単身世帯が抱える社会的孤立リスクとして、身寄りがない、頼れる家族がいないなどがあげられる。それにより、例えば、賃貸住宅の入居に伴う保証人がいないため、住まいの確保ができない等生活上の課題を抱えることとなる。また、この課題の背景には、高齢単身世帯の孤立死といった貸主（物件の賃貸人をいう）の不安もあり、住居の確保が進まない等の現状がある。

〇こうした賃貸住宅の入居における課題に対して、市役所の総合力や地域のネットワークを活用し、見守りや生活支援サービスの提供を行なうことで、不安の解消につながる。これによって、安心して部屋を借りて最後まで生活したいと考える高齢者等と、安心して部屋を貸したいと考える貸主との橋渡しをすることが可能となる。

〇そこで、賃貸住宅の入居における課題について検証し、高齢者等が安心して地域で暮らし続け、最期のときを迎えられるように必要な見守り等サポートの仕組みについて検討するため、高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会（以下「検討会」という。）を立ち上げ、構成員及びオブザーバーがそれぞれ現場の実情を踏まえ活発な意見交換を行なった。その結果をここに報告書としてとりまとめるものである。

２．設置の目的

〇保証人問題等の課題を分析し、社会的孤立のリスクを抱える「高齢者」「障がい者」「生活保護受給世帯」「ひとり親」「生活困窮者」（以下「住宅確保困難者」という。）の住居確保等における生活上の課題について検証する。

〇社会的孤立のリスクに対応できる見守り等支援サービスの仕組みを検討する。

３．設置の根拠

〇野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号）第 26 条第１項に規定する野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱第 6 条 1 項 1 号の生活困窮者等支援対策連絡部会内に設置。

４．各回における議題

回	研修・報告及び協議事項
キックオフ 10月３日	（報告事項） ・高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会の設置について ・市民生活にかかる市が関連する保証人制度について
第１回 11月７日	（研修） 講師：一般社団法人滋賀県財産管理承継センター副理事長　羽田慎二氏 ・相続及び死後の事務委任手続きについて ・滋賀県財産管理承継センターが検討する見守り等の仕組みについて （報告事項） ・郵便局の見守りサービスについて ・市役所における保証人制度に類似する事業について
第２回 １月９日	（研修） 講師：一般社団法人滋賀県財産管理承継センター副理事長　羽田慎二氏 ・民法改正に伴う保証人制度について 講師：滋賀県居住支援協議会事務局　渡邊裕也氏 ・住宅セーフティネット制度をめぐる動向等について （協議事項） ・市営住宅の保証人制度について
第３回 ２月５日	（研修） 講師：一般社団法人滋賀県財産管理承継センター副理事長　羽田慎二氏 ・成年後見における死後の事務について （報告事項） ・市内賃貸住宅事業者からのヒアリング結果について （協議事項） ・「高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会」に寄せられた意見
第４回 ３月28日	（研修） 講師：一般社団法人滋賀県財産管理承継センター副理事長　羽田慎二氏 ・財産管理承継センターが取組む「生活安心・見守り対応サポート」について （報告事項） ・市営住宅の保証人制度の方針について （協議事項） ・高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会報告（案）について

５．高齢者等の生活安心サポート仕組みづくりに関する主な意見

（１）入居に関する課題

〇身寄りのない高齢者等の社会的課題として、保証人の確保ができないことや、また、貸主にとって孤立死リスクの不安があるため、賃貸住宅等の入居ができないという問題がある。

〇孤立死リスクの不安を解消するには、見守りから死後の手続きまで包括的にサポートする仕組みが必要ではないか。

〇高齢者等が賃貸住宅への入居の選択を広げるためには、借主（物件の賃借人をいう）、貸主の両者の不安を取り除くことが必要である。

〇一般社団法人滋賀県財産管理承継センターが検討している「生活安心・見守り対応サポート（案）」（注：参考①）のような仕組みができれば、借主も貸主も不安軽減につながるのではないか。

〇「生活安心・見守り対応サポート（案）」において見守りをする中、認知症等がわかれば、市の高齢福祉課、地域包括支援センター、市民生活相談課に情報提供し、市につなぐなど、連携して対応するために、個人情報の取扱いを整備する必要があるのではないか。

〇精神障がいの方が、保証人がいないため賃貸物件を借りることができず、入院の継続をせざるを得ない事例がある。

〇特に精神障がいの方が、アパートに住むのは、現状見守りも含めて難しいので、アパートに住めるような仕組みができるといいと思う。

〇市内には精神科の単科病院があり、病院を退院した後、通院しやすい場所に居住する場合が多い。精神科の病院でも年単位で入院はしない方向のため数ヶ月で退院。状態が悪くなれば、また入院し、よくなれば、在宅に戻り、通院するといった、病院と家を行ったり来たりして生活をしている人が増えてきている。医療の進歩もあり、入院すると以前よりも早く状態がよくなるため、早期で在宅に向ける支援を進めているが、アパート探しには苦労している。

〇市内不動産仲介業者にヒアリングしたところ、高齢単身世帯については、保証会社の審査が通りにくく、その理由として、経済的な理由による与信判断によるものと、年齢制限によるもの、があるとのことであった。保証会社の審査が通らない場合は、保証会社がなくても入居できるように貸主を説得する必要があるが、見守りや死後の手続き等のサポートがあれば、貸主を説得するための有効な手立てになるとの意見があった。

〇身寄りのない高齢者の身元保証等を行なう事業者が預託金を流用した事件が発生するなど消費者トラブルも発生しているが、身元保証サービスや死亡後の支援については法的な制度がなく、高齢者等が安心して契約できる仕組みが必要ではないか。

（２）死後事務に関する課題

〇身寄りのない世帯の課題として、孤立死に伴う、火葬・死亡届等を速やかにしなければならないが、だれが死亡に伴う申請手続きをするのか等の問題がある。

〇賃貸住宅の入居に伴う支援だけでなく、入居中の見守りや相談及び死亡後の事務手続まで含めた包括的な相談・見守り支援を構築する必要性があるのではないか。

〇「生活安心・見守り対応サポート（案）」のような包括的な仕組みがあれば死後の事務手続き等の問題に対応できるのではないか。

〇法務省は「成年被後見人の相続人調査は、同人の死亡後に必要となるものであり、相続が発生していない以上戸籍の記載事項を利用する正当な理由があると認めることはできない」と見解を出しているため、被後見人が死亡してからしか相続人調査ができないし、後見人には相続手続きをする義務もない。

（３）緊急通報システム事業について

〇緊急通報システム事業（注：参考②）は湖南４市で進めている事業で平成３１年度は見直しの時期でもある。見直しの際は、現在の緊急通報システム事業で使用している電話機に接続する機器をそのまま使用でき、よりサービスが充実している事業者との契約を検討していきたい。

〇なぜ緊急通報システム事業で協力員が必要になるかというと、救急隊員が駆けつけた時に鍵を預かっている協力員がいれば、鍵を壊さなくても部屋に入ることが出来るのでスムーズに対応できる。また、救急隊員が駆けつけたが救急搬送までは不要の場合、本人が落ち着くまで見守る役割がある。

〇緊急通報システム事業は、近隣で協力員になってくれる人が見つからず、利用ができないという人も一定数いる。郵便局など事業者等が行なう見守りサービスも検討する必要があるのではないか。

〇生きている時であれば、成年後見人にサポートしてもらうことができるが、死後になると、核家族化進んでおり、身寄りのない方も多いので、滋賀県財産管理承継センターの「生活安心・見守り対応サポート（案）」は必要になるのではないか。

〇緊急通報システム事業について、地元でのネットワークを活用していくのが本来だろう。孤立している人達をどうしてなくしていくのか、地域と一緒に検討していけたらと思う。

（４）滋賀県居住支援協議会に関する現状と課題

〇滋賀県居住支援協議会（注：参考③）を設置し住宅確保要配慮者の入居支援事業を行なっているが、貸主は高齢者、障がい者、外国人に対して拒否感を持っており、入居制限がなされている状況がある。貸主の理解が進まないと住宅セーフティネットが上手くいかない。

〇滋賀あんしん賃貸ネット物件については、野洲市内での登録がなく、また県全体では平成 29 年度で紹介数が 10 件程度と少ない状況である。

〇新たな住宅セーフティネット制度の３本柱（「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度」「住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援」「登録住宅の改修・入居への経済的支援」については、周知理解されていない課題がある。福祉的な視点をもって対応していく必要があり、貸主が受け入れる不安を解消し安心して貸してもらえるよう、県としても進めていきたい。

６．市営住宅の保証人制度に関する主な意見

（１）保証人制度のメリット

〇市営住宅の保証人制度については、単身者の死亡後は保証人に事後処理を頼むことが多く、保証人がいないと残置物の処理ができず部屋の使用ができない状況となってしまう。

〇滞納家賃については連帯保証人に指導、催告を行うことで一定ではあるが債権回収ができている。

〇民法改正後、連帯保証人の金銭保証限度額を設けることで、一定内の債務範囲に留めることができ、連帯保証人の負担が減り、成り手が増えるかもしれない。

〇保証人を廃止すると、滞納が発生した場合の債権回収が困難であるという課題がある。市営住宅の使用料は私債権であり自力執行権がなく、強制執行、不能欠損することができず、収納率が低下するリスクがある。

（２）保証人制度のデメリット

〇長期の滞納により多額の住宅使用料滞納金になっているケースでは、借主の保証人に請求すると怒られるなど、保証人への請求がむずかしい。

〇保証人も生活困窮しているケースでは債権回収ができず半ば形骸化している。

〇市営住宅の入居が必要な人であっても、保証人を確保できないために市営住宅に入居できない、また、申し込みをあきらめてしまうなど、入り口で差別してしまうことにつながる。

〇生活保護受給世帯を含む生活困窮者で保証人がいないため入居ができないという課題については、民間ではなく公営住宅で対応する課題だと考える。県でも保証人問題が課題になっている。

（３）保証人免除規定について

〇保証人の確保が困難な方については、保証人免除を規定し対応することを検討している。免除規定の対象範囲については、「満 60 歳以上」「障がい者」「生活保護世帯」「ＤＶ被害者」「ひとり親」「生活困窮者」「建替事業等で転居を余儀なくされる人」を想定している。ただし、免除者が増加し、その者が滞納した場合、他に請求する相手がいないことから、収納率が低下する可能性がある。

〇免除規定の対象者がほぼ市営住宅入居者に該当するのであれば、保証人廃止と変わらないのではないか。保証人廃止同等の規定であれば廃止でいいのではないか。

（４）保証人制度の廃止について

〇住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、一般的な経済活動とは異なるので、公営住宅の運営をどのように考えるのか、という視点が必要ではないか。民法は貸主、借主は対等であるが、公営住宅については福祉の視点も取り入れる必要があるのではないか。

〇民間は営利であるため入居者を収入や保証人要件等で選別するが、そこからこぼれてしまった人たちを受け止めるのが公営住宅の役割ではないか。

〇裁判所は保証人制度について厳しい見方をしていくだろう。世の中や裁判所の時流は、保証人についてネガティブに考えているということを市は理解しておいた方がいい。

〇保証人を無くす場合の対応策としては、「明渡し請求の実行」、「債権管理条例に基づく納税推進課への債権移管」、「滞納者及び滞納の恐れのある者に対しての関係課による見守りや生活支援サポート体制等の整備」の 3 点が必要ではないか。

〇緊急連絡先を聞くことによって、保証人を立てなくてもトラブルは起きないかもしれない。

〇単に保証人を無くして、収納率が下がることを問われると住宅課も困るので新しい評価基準を導入していくか、評価基準を変えることが必要ではないか。何をもって住宅課の市営住宅運営における業績を判断していくかを再考していく必要があるのではないか。

〇国からの技術的助言（注：参考④）で「入居手続における保証人の連署する請書提出の義務付けを削除し、説明中に緊急時の連絡先の提出を新たに記載」とあるが、これは免除規定の有無に関わらず、保証人規定そのものを無くすという意味である。

７．とりまとめ

（1）包括的な見守り等支援サービスの仕組みについて

孤立死に伴う、火葬・死亡届等の課題を解決するためには、入居中の見守りや相談及び死亡後の法律事務を含む手続きまで含めた包括的な相談・見守り支援を構築する必要がある、と多くの意見があった。また、見守りをする中で認知症等がわかれば、市の関係部署に情報提供しつなぐなど、連携して対応するために個人情報の取扱いを整備する必要があるのではないか、との見守りの連携に関する具体的な意見や、お金の安全性など高齢者が安心して契約できる仕組みが必要ではないか、などの意見があった。法律事務を含めた包括的な相談・見守り支援については、市や社会福祉協議会だけで担えるものではないところから、地域において見守り等の活動を行なう事業者・団体や法律事務を担える団体等と連携し整備する必要がある。

そこで、市内において不動産事業者、見守り活動等を行なう事業者及び団体等に理解を求め連携を積極的に広げていく。併せて、市の無料法律相談会等の事業委託など長年の関係がある滋賀県司法書士会が母体となって設立した一般社団法人滋賀県財産管理承継センターが検討している「生活安心・見守り対応サポート（案）」については、預託金の取扱いについて、倒産リスクや不正引き出し防止に対応するため金銭管理信託を活用し預託金の安全性が担保されることも踏まえ、積極的な連携を図れるよう検討する。また同種のサービスを提供する団体等とも連携推進を図る。

滋賀県居住支援協議会に対しては、県が策定する「賃貸住宅供給促進計画」を踏まえ、滋賀あんしん賃貸支援事業の協力店に対し、住宅確保困難者の円滑な入居を働きかけてもらうことと併せ、「生活安心・見守り対応サポート（案）」の周知を求めていく。また、市は野洲市見守りネットワーク協定締結の協力事業者等に対して、「生活安心・見守り対応サポート（案）」の周知を図る。

（2）市営住宅における保証人制度について

市営住宅における保証人制度の考え方については、単身者の死亡後は保証人に事後処理を頼むことが多く、保証人がいないと残置物の処理ができず部屋の使用ができない状況となってしまう。また、滞納家賃については連帯保証人に指導、催告を行うことで一定ではあるが債権回収ができている、もし保証人がなければ、その者が滞納した場合、他に請求する相手がいないことから、収納率が低下するリスクがある。こうしたことから、保証人制度は継続することが必要であるとの意見があった。

しかしながら、高齢者や障がい者等で、頼れる身寄りや知人がなく保証人の確保が困難なため、住宅を借りることができないといった現場からの報告に対し、

「生活困窮者で保証人がいないため入居ができないという課題については、民間ではなく公営住宅での対応する課題ではないか」、といった意見や、「住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、一般的な経済活動とは異なるので、公営住宅については福祉の視点も取り入れる必要があるのではないか」、といった意見があった。また、「保証人も生活困窮しているケースがあり債権回収ができない」と保証人制度が形骸化しているとの実態も報告された。

これらの意見を踏まえ検討したところ、保証人の確保ができないことを理由に入居することができないということは、社会的孤立の市民を排除することにつながることから、住宅確保困難者の入居については、公的な役割を担う市営住宅が生活保障という観点で対応することが必要であること、また、保証人に対する債権回収が形骸化している実態があること等を踏まえ、市営住宅の保証人制度については廃止する方針で意見がまとまった。あわせて、「保証人制度の廃止については、滞納者及び滞納の恐れのある者に対しての関係課による見守りや生活支援サポート体制等の整備が必要である」との意見を踏まえ、家賃滞納等の生活上の課題については、滞納を生活困窮のＳＯＳとして捉え、住宅課だけでなく、市が取り組む生活困窮者支援事業をベースに市役所関係各課も関わるなど、市の総合力と地域のネットワークで課題解決に向けて取り組みを行なう。

８．さいごに

この検討会は、保証人問題等の課題を分析し、高齢者等が安心して地域で暮らし続け、最期の時を迎えられるように必要なサポートの仕組みを議論するため設置したものである。一番の特色としては、野洲市市民生活総合支援推進委員会に当検討会を設置し、事務局は市民部の市民生活相談課で、検討会の会長を健康福祉部（高齢者・子育て支援担当）が行うという、会長と事務局が部局を超えてタスキがけの関係であることと、検討課題である公営住宅の保証人制度について、部局横断で議論したことである。

検討会はキックオフを含め全 5 回開催し、民法改正や相続、成年後見等の法律問題の研修及び新たな住宅セーフティネット法等について構成員がオブザーバーから学び、それを基に熱く活発な意見交換をおこなった。オブザーバーの一般社団法人滋賀県財産管理承継センター羽田副理事長、滋賀県居住支援協議会渡邊事務局員には、多大な御協力を頂き感謝申し上げる。

本報告書が、市民一人ひとりがともに支えあい伸びやかに安心してくらせるまちの実現に活かされることを期待する。

【参考①】一般社団法人滋賀県財産管理承継センターについて

一般社団法人滋賀県財産管理承継センター（以下「承継センター」という。）は、滋賀県司法書士会の会員が中心となって、一般市民の権利の保護及び利便性の向上を図るために設立された団体である。承継センターでは、身寄りがなく孤独死や死亡後の不安を軽減するため、「生活安心・見守り対応サポート（案）」の仕組みを検討されている。内容は、承継センター所属の司法書士が、①ひとり暮らしの不安軽減のため困りごとの相談をうけること、②緊急時の対応や孤独死の不安軽減のため、民間事業者が実施する見守りサービスを活用して、事業者から毎日送られてくる体調確認メールの受信をし、体調不良等の場合に親族等に連絡を取るなどの見守り対応のサポートを行なうこと、③死亡後の手続きを行なってくれる身寄りがない人のために、火葬や遺品整理、財産承継等の手続きをサポートすること、等である。これらのサポートにより、人生の締めくくりを平穏な気持ちで迎えてもらうことを目的としている。なお、預託金の取扱いについては、倒産リスクや不正引き出しに対応するため、倒産隔離機能や不正引き出し防止機能がある金銭管理信託を活用することで、預託金の安全性が担保される。

【参考②】緊急通報システム事業について

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、急病等の緊急事態が発生した場合に、簡単な操作で受診センターを通じて消防署や協力員へ連絡ができる機器を設置します。また、24 時間対応の健康相談や、月に１度「お元気コール」の連絡があり、近況などをお伺いします。

●対象者　市内に住所を有する者で、在宅のおおむね 65 歳以上のひとり暮らし（日中独居を含む）高齢者や高齢者のみの世帯の人、またはひとり暮らしの重度の障害がある人

●利用要件　地域の民生委員と近隣の協力員最低２名の承諾が必要。
緊急連絡先として親族等の登録が必要。

●個人負担　月額 1,274 円。
＊虚弱な高齢者は負担金 300 円

（注：虚弱な高齢者で生活保護受給・市民税非課税世帯の場合は負担金不要）。

【参考③】滋賀県居住支援協議会について

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を有する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供などの支援等を行なうため、平成 25 年 3 月に設置された。構成は、宅建業者や賃貸管理業者等の不動産関係団体、社会福祉法人、地方公共団体（平成 30 年 12 月現在：32 団体）。（根拠法令：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）。

【参考④】国土交通省の技術的助言について

①平成 30 年 3 月 30 日（国住備第 503 号）「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」

2020 年民法改正により個人根保証契約において極度額の設定が必要になる。個人が保証人になる場合、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる極度額を定めなければ、保証契約は無効となる。保証人の確保を求める場合には、改正民法の施行に伴い、新たに極度額に設定が必要となる。例えば、「家賃 3 ヶ月分」と設定した場合には入居当初の家賃の 3 ヵ月分であることを明記するなど、その額が変動しないものとすることに注意が必要。また、保証人の確保を求める場合には、住宅に困窮する低額所得者が公営住宅へ入居できないといった事態が生じないよう、入居を希望する者の努力にも関わらず保証人が見つからなかった場合には、保証人の免除など保証人が見つからない場合の対応を募集案内に記載する等、特段の配慮を行っていくことが必要になる。

②平成 30 年 3 月 30 日（国住備第 505 号）国土交通省住宅局長からの「公営住宅管理標準条例（案）について」の改正について

「入居手続における保証人の連署する請書提出の義務付けを削除し、説明中に緊急時の連絡先の提出を新たに記載（第 10 条関係）」とあるが、この趣旨は、今般の民法改正による債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加等を踏まえ、今後公営住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されるところ、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないよう、保証人に関する規定を削除するものである。また他、「入居者資格の説明中から地域の実情に応じた入居者条件の例示を削除(第 5 条関係)」及び「家賃の減免又は徴収猶予の説明中に民生部局との十分な連携を追記（第 15 条関係）」についても公営住宅管理標準条例の改正を行った。国が自治体に対し、住宅に困窮する低額所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう通知がされたものである。

■高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会構成員一覧

会　長	野洲市健康福祉部政策監（高齢者・子育て支援担当）
構成員	野洲市政策調整部企画調整課
構成員	野洲市総務部人権施策推進課
構成員	野洲市健康福祉部社会福祉課
構成員	野洲市健康福祉部障がい者自立支援課
構成員	野洲市健康福祉部高齢福祉課
構成員	野洲市地域包括支援センター
構成員	野洲市健康福祉部健康推進課
構成員	野洲市都市建設部住宅課
オブザーバー	一般社団法人滋賀県財産管理承継センター
オブザーバー	滋賀県住宅支援協議会事務局
事務局	野洲市市民部市民生活相談課